**平成２８年（フ）第８７号**
広島県呉市阿賀北７丁目18番18号　103号室
債務者　市原　好美
1　決定年月日時　平成28年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２８年（フ）第８８号**
広島県呉市音戸町早瀬２丁目31番５号
債務者　越智　達也
1　決定年月日時　平成28年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２８年（フ）第８９号**
広島県呉市音戸町早瀬２丁目31番５号
債務者　越智　千波（旧姓松本・首藤）
1　決定年月日時　平成28年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２８年（フ）第９２号**
広島県呉市倉橋町岳之下2638―３　介護老人保健施設ルネッサンス瀬戸内、住民票上の住所広島県呉市倉橋町11774番地
債務者　谷本君子こと　金　　君子
1　決定年月日時　平成28年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２８年（フ）第１５１号**
徳島県徳島市南庄町３丁目25番地　グリーンメゾン南庄町東館108号室、旧住所富山県富山市呉羽町4726番地２　M・Oハイツ108
債務者　村本　靖幸
1　決定年月日時　平成28年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第２０号**
高知県高岡郡佐川町甲2630番地20
債務者　吉岡　和幸
1　決定年月日時　平成28年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
高知地方裁判所須崎支部

**平成２８年（フ）第４１号**
高知県四万十市中村山手通37番地２、旧住所高知県四万十市中村山手通３番地
債務者　岡村　愛子
1　決定年月日時　平成28年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
高知地方裁判所中村支部

**平成２８年（フ）第８１号**
北海道夕張郡栗山町字富士25番地５
債務者　小林　秀幸
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

**平成２８年（フ）第８６号**
北海道岩見沢市６条東４丁目28番地１　東明荘17号
債務者　杉本　秀子
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

**平成２８年（フ）第８０号**
北海道北見市西富町３丁目９番23号　コーポリカ102号
債務者　畠中　悦子
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

**平成２８年（フ）第１４５６号**
さいたま市北区盆栽町481番地　フローラ盆栽町304
債務者　笹原　勝馬
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第１４５７号**
さいたま市北区盆栽町481番地　フローラ盆栽町304
債務者　笹原　律子
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第１４７０号**
埼玉県鴻巣市滝馬室236番地１　レオパレスサカサガワ　106
債務者　門倉美由紀
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第６７５号**
千葉県野田市清水656番地
債務者　松澤　弘子（旧姓海老原）
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２８年（フ）第６８７号**
千葉県我孫子市柴崎台３―８―７　プラムガーデン我孫子206号室、住民票上の住所千葉県鴨川市広場1291番地１　ハイツ野村D―１
債務者　菊池千代子
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２８年（フ）第４４号**
京都府南丹市園部町宮町15番地　ホワイエ宮町202号
債務者　中村　隆幸
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

**平成２８年（フ）第４６号**
京都府亀岡市篠町柏原田中20番地18、前住所京都府亀岡市篠町野条下川22番地９
債務者　田村　裕子
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
京都地方裁判所園部支部破産係